

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立第二中学校
校長名 山口 徹 公印

令和8年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

学校の教育目標を受けて、教室の目標を設定する。

- (1) 学習や生活において生じるつまづきや困難を主体的に改善・克服するために自らすすんで課題に取り組む生徒を育てる。
- (2) 一対一や小集団指導での人との関わりを通して、他者を思いやる心の豊かな生徒を育てる。
- (3) 小集団指導で培われた適応力を、コミュニティの中で生きる力として発揮できる生徒を育てる。

2 教育目標を達成するための基本方針

- ・生徒の発達段階や特性等の的確な把握に基づき指導すべき課題を明確にし、指導目標及び指導内容を設定し、支援ニーズに応じた個別の指導計画を作成する。
- ・1年程度の長期的な観点に立った目標と学期ごとの短期的な目標設定をし、6区分27項目に示す内容から生徒に指導すべき項目を適切に選定できるようにする。
- ・つまづきや苦手な側面を補うために、発達のすすんでいる側面を伸ばすような指導内容を取り上げる。
- ・生徒の実態に合わせてスモールステップを用いることで成功体験を積み、自尊感情の向上を図る。
- ・特別支援教室専門員による連絡調整を密に行い、休日や変更等による指導時数の確保に努める。

3 指導の重点

- ・自己肯定感を高めるために生徒の得意な活動を見付け、達成感や成就感が得られる体験を積ませる。
- ・受容的な関わりにより緊張や不安を軽減し、信頼関係をつくり安心して過ごせる場所となるようにする。
- ・在籍学級での学ぶ意欲を高められるよう、小集団での丁寧な関わりで達成感をもたせる。
- ・全ての生徒に対して自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を計画的に取り上げる。

4 その他の配慮事項

- ・生徒と保護者、担任との合意形成に基づいて作成した学校生活支援シートや連携型個別指導計画をもとに指導を行い、将来へ向けた合理的配慮等の引継ぎの重要性について丁寧な説明を行う。
- ・巡回相談心理士、スクールソーシャルワーカー、医療等の関係諸機関との連携を図る。
- ・生徒と保護者の意向をよく聞き取り、指導の時間を設定するとともに、多動・衝動性の高い生徒の指導を1時間目に設定し、一日を落ち着いて過ごせるようにする。
- ・特別支援教室便りの発行や、毎年4月に通常の学級の新1年生を対象とした特別授業を実施することにより、特別支援教室や通室する生徒への理解が深められるようにする。
- ・週に1度拠点校に巡回指導教員が集まる日を設定し、生徒の状況・実態把握に共通理解を図る。